

# SLN *SOFTIC LAW NEWS*

---

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎  
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 2 1987-11-4

- 「コンピュータ・ソフトウェアの法的保護  
に関する国際シンポジウム」を終えて ..... 1

---

**SOFTIC** (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター  
1987  
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である  
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

## SOFTIC主催

### 「コンピュータ・ソフトウェアの法的保護に関する国際シンポジウム」を終えて

去る10月28日から30日までの3日間、SOFTIC主催の標記シンポジウムが東京・新宿の京王プラザホテルで開催された。テーマは「コンピュータ・ソフトウェアの法的保護の現状と問題点」（副題－「技術の進歩と法制度の歩み」）であり、海外から26名、日本国内から140名、計166名の参加者を集めて白熱した議論が交わされた。従来、この種のシンポジウムではスピーカーが各自の見解を披瀝し合うだけで終り、相互の見解の相違について正面から討論するものは殆ど見られなかった。SOFTICは、ソフトウェアの法的保護に関する限り、この種の形態のシンポジウムによる議論の段階は終わったとの認識に立ち、互いに対話し直接に反論をぶつけることによって新たな段階を迎えるべきであると考えた。そこで今回のシンポジウムでは「討論」を中心としたスケジュールを組んだが、初めての試み（おそらくこのテーマに関する限り世界でも他に先例は無いと思われる。）としては所期の成果があったのではないかと思う。3日間の討論は次の要領で行われた。

#### 第1日目

##### テーマ

あらたな技術、創作物に関する権利保護のあり方

##### モデレーター（司会）

土井輝生（早稲田大学教授）

##### キーノート・スピーカー

植松宏嘉（弁護士）

鳥井厚夫（日立製作所 特許部主管）

R. Stern (米国弁護士)

B. Posner (EC委員会知的所有権・不正競争担当部長)

R. Nätebusch (シーメンス社契約特許本部 特許部長)

I. Koch (西ドイツ司法省)

## 第2日目

テーマ

プログラムの権利保護における保護範囲

モデレーター

北川善太郎 (京都大学教授)

キーノート・スピーカー

中山信弘 (東京大学教授)

紋谷暢男 (成蹊大学教授)

F. Boehm (IBM弁護士)

M. Perocheau (フランス弁護士)

M. Westerholt (西独弁護士)

## 第3日目

テーマ

インターフェイス, プロトコル, 言語等の性格と権利保護

モデレーター

阿部浩二 (岡山大学教授)

キーノート・スピーカー

三木 茂 (弁護士)

大橋正春 (弁護士)

J. A. Baumgarten (米国弁護士)

討論は、各テーマとも先ずキーノート・スピーカーが5～10分程度のスピー

チを行った後、参加者をも混じえた討論に入るという形式で進められた。各テーマごとの討論内容の概略は以下のとおりである。なお以下の記載内容は速報を目的として各当日に作成したメモに基づくものであり正確性に多少欠けるところがあるかも知れないので、正確な討論内容はSOFTICが後日発行する詳細な報告書を参照されたい。

〔テーマごとの討論の概略〕

第1日 「あらたな技術、創作物に関する権利保護のあり方」

討論の初日でもあり、また前述のとおり前例のない試みでもあったことから、初日の討論は立ち上がり鈍かった。初日のテーマ自体が包括的な表現であったためか、議論の焦点が絞り切れなかったかも知れない。

討論はまずR. Stern氏による用語の定義から始まった。同氏は次のような用語の米国における定義について説明した。――

「マイクロ・コード」

「命令セット」

「ユーザ・インターフェイス」

……

その後議論の対象がプログラム、ユーザ・インターフェイス、半導体チップ……と揺れ動いた。昼食が近くなった頃、チップ保護法に議題が収束し、B. Posner氏よりECのチップ保護法について次のような説明があった。――

「EC加盟国間でチップ保護の内容が統一されるべきであるから、ECは僅か1年という短期間で各国国内法の指針となるべきDirectiveを採択した。」

次いで中山教授より

「情報がチップの中にプリントされているのであるから両者（チップと、

そこに書かれている情報)は不可分であるが、一方が著作権法、他方がチップ保護法という形は適当ではない。」

植松弁護士より

「米国では当初、チップを著作権で保護しようという動きがあったが結局は特別立法(チップ保護法)によって解決した経緯がある。」

R. Stern 氏より

「チップについて米国では、何が侵害となるかについての定義は行われておらず、またこの点についての判例もまだ出ていない。」

これらの指摘及び問題提起等があった。

昼食後、B. Posner氏よりECのDirective(前述)の説明がなされ議論はチップ保護法と著作権法との関連に集中した。即ち、チップも著作権法によって保護し得るとの立場からIBM高石氏が

「人間の創造性には限界がある。新技術が生まれる都度、新立法で対応するやり方には限界がある。」

チップの特質に相応しい保護法制が必要であるとの立場から東大中山教授が「技術保護法制として作られていない著作権法の中に技術的産物を取り込もうとすることによる弊害を考えねばならない。」

等の議論が出た。その後、マイクロ・コードの話へ移り

- ・マイクロ・コードにも低レベルから高レベルまで様々なレベルがある。
- ・ハードウェア及びソフトウェアとの各境界を明確化することは困難である。
- ・コーディングに際して選択の余地が少ないのではないか?
- ・著作権法上プログラムと同じ扱いでよいか?

等の点について幾らかの討論がなされ、第1日目を終了した。

## 第2日 「プログラムの権利保護における保護範囲」

前日の議論で各スピーカーが討論の要領を会得したためか、この日の討論はかなり噛み合っていた。討論に先立ってモデレーターの北川教授が当日の討議項目を次のように整理した。

- (1) 著作物としてのプログラムの特質
- (2) アイデアと表現について
- (3) 創作性について
- (4) リバース・エンジニアリング
- (5) 今後の方策

始めに「著作物としてのプログラムの特質」をどのように理解・認識するかという点であるが、当然のことながら「本と同じである」との立場とこれに反する立場の各々から種々の論拠が主張されたが議論は尽きず、結局モデレーターの北川教授が「プログラムの性質論は最初で最後の問題である」と述べてこの項目の議論を締めくくった。

第2の討議項目である「アイデアと表現」については大いに議論が盛り上がった。言うまでもなくこの項目は、昨年8月米国第三巡回控訴裁判所が下した有名なWhelan対Jaslow判決（その概略は本誌創刊号で紹介済み）に端を発した論点、即ち

「著作権はプログラムのStructure, Sequence, Organization(略してS. S. O.)に及ぶか」

に正面から取り組むものである。この点については次のような見解が示された。

「detail logicをコピーすれば侵害となる。」(F. Boehm 氏)

「プログラムについてアイデア／表現の二分法を適用することの妥当性を再検討する必要あり。」(R. Stern 氏)

「保護範囲をliteral elementには限定しないが、平均的技術水準を超えたものだけを保護する。」(M. Westerholt氏)

以上を含めた様々な見解が述べられた後、北川モデレーターからの「具体的討論に入りたい」旨の発言を受けて

「抽象的に“Structure”なる用語を交わしていても前進しない。具体例によって議論したい。」(中山教授)

「小さいプログラムの例では創造性が認められないので討論が混乱するだけである。Whelan判決も“保護範囲はcodeよりも広い”という趣旨を示すシグナルとしてS. S. O.なる語を用いたにすぎない。」

(IBM高石氏)

このあと東京大学名誉教授渡辺勝氏より「迷路」を解くプログラムのアルゴリズムの説明があった(なお「アルゴリズム」なる語の定義については、3日間を通じて全く論議の対象にはならなかった)。引き続いて、このアルゴリズム(バックトラック法)に基づいて書かれたプログラム例を提示するか否かについて議論が大いに白熱した。プログラムの具体例によって議論を行いたいとする主張に対しては次のような反論が提出された。

「具体例をあげる場合には、『例』として妥当か否かが重要であり、不適当な例をあげれば誤った結論になる。」(高石氏)

「Whelan判決はモジュール間の関係を問題にしている。」

(J. A. Baumgarten氏)

「渡辺氏の提示した『迷路』では、S. S. O.を議論するにはあまりに単純すぎる。」(会場参加者)

これらの意見を踏まえて北川モデレーターは「ちょっと“のぞいて見よう”」と述べてこの入口論に決着をつけた。これを受けて前記渡辺氏より現実のプログラム例の提示がOHPを用いて行われた。提示後の討論内容は概略次のとお

りである

「この例での S. S. O. は literal code 以上のものではない。」

(J. A. Baumgarten氏)

「この例で保護されうるのは code だけである。また、code は保護の対象となりうる。」 (F. Boehm 氏)

「この程度のプログラムは自由に使えるようにするべきである。」

(植松弁護士)

この論点については、更に IBM 天野氏が

「もとのプログラムの機能を書いて、これを基にして自分でフローを書きコーディングしても侵害になる」

と述べたのに対して中山教授が

「このプログラム例において『機能』とは何か」

と問いかけ、正に議論が核心に迫ったのであるが、コーヒー・ブレイクの時間に入ったために中断となった。

再開後は北川モデレーターの提案により次の討論へ移ることとなり「創作性」「リバース・エンジニアリング」をまとめて討論することとなった。まず創作性については、討論を通じて次の方向が明らかとなった。即ち日・米は著作権法上の創作性を「他人の真似ではないもの」という認識でとらえているのに反して、西独では上記の要素に加えて更に「平均的技術水準を超えていること」という要件が加重されている。

またリバース・エンジニアリングについては「プログラムは技術であり、積み重ねによって進歩発展するにも拘らず、他人の技術を学ぶ手段を違法としかねない著作権法には疑問がある」という見解と、「リバース・エンジニアリングの慣習があるチップの分野とプログラムとでは事情が異なる。現行著作権法上もこれを許す規定はない」との見解が種々の角度から提出された。



最後の「今後の方策」については、他の論点を踏まえた上での議論となる性格であるので、前記各論点に対する補足意見の提示をも許す方式で討論された。そこで早速、第2の論点で示されたプログラム例に沿った討論が始まったが、次のようなコメントがなされた

「S. S. O. の保護はアイデアの保護に等しい。正直に『著作権法でアイデアを保護したい』と言うべきだ。」(Betten 氏)

「小説と同じく S. S. O. には選択の余地がいくつもある。S. S. O. を一つの表現と見るべきである。現在直面している議論は『生みの苦しみ』である。」(高石氏)

「小説はフィクションであり、実用目的のためのプログラムに同じ原則を適用できない。」(三木弁護士)

「従来、著作権法と特許法との間のバランスはうまくとれていた。プログラムが取り込まれてから話がおかしくなった。プログラムは技術・機能の点で全く新しいタイプの著作物であり、新しい視点が必要だ。『工業著作権』的概念があってもよいのではないか。」(中山教授)

(注「工業著作権」の概念は、植松弁護士も提案した)

以上のような見解に加えて更に、「S. S. O. はハードウェアにおける設計段階の創作性に相当すると思われるので、特許法的アプローチが適切ではないか」との指摘もなされた。

当然のことではあるが、見解の一致或いは結論が得られないまま所定の時間が経過して2日目の討論は終了した。

### 第3日 「インターフェイス、プロトコル、言語等の性格と権利保護」

植松弁護士の「メーカーには品質で競争して欲しいというのがユーザーの声である」、B. Posner氏の「アクセス・プロトコルに独占権を与えると市場が

コントロールされる」との問題提起によって3日目の討論が始まり、北川教授から「インターフェイス、プロトコルはindividualでもなくpublicでもなく、socialな領域に属する」との視点が紹介された。当日提示された主な見解は次のとおりである。

- ・「インターフェイスは従来の著作権には無かった概念であり、従って従来の著作権に対する議論は通用しない。保護法制とそれによる経済的・産業的効果とを勘案しながら議論すべきである。」（中山教授）
- ・「著作権法の体系は何世紀もの時間をかけて作り上げてきた。単に『新しい技術だ』という点のみをもって捨てるのは惜しい。」  
（J. A. Baumgarten氏）
- ・「開発者に報いる手法は必要だが、『甲には使わせるが乙には使わせない』という結果を招くような内容の権利を与えるのは困る。」（植松弁護士）
- ・「現行著作権法は、規約、解法などを保護範囲外としているが、それはコンセプトを保護しないというにすぎず、これを表現したものは現行法でも保護されている。従って工業著作権を導入しようという見解は、実体と表現とを混同している議論である。」（高石氏）
- ・「インターフェイスは通信手順とプログラム自体との関係を表したものであり、コーディングすれば相互に極めて類似したものとなる。従って著作権法によって保護するとしてもその保護範囲は狭く解釈されるべきである。」（三木弁護士）

以上の議論のほか、「プログラムは合理性の追及が使命であり、むしろ選択の幅が限りなく減少していくことが望ましい。このような現実を踏まえた場合、著作権による保護の範囲が個々のケースごとに判断され且つ解釈・運用によって拡大していく傾向にあることは無用の不安を惹起させる。インターフェイスは『品質の良し悪し』ではなく『皆が使う』という性質のものであるから、保

護範囲は明確にして欲しい」、或いは「言語仕様とコンパイラとは区別して考えるべきであり、言語仕様自体は公共のものではないか」などの指摘があった。

その後、R. Stern氏が、メニュー画面の侵害が争点となった米国の訴訟事例を紹介し、限られた画面スペースの中で所要の項目を表示せねばならない点及び人間工学的視点を考慮して画面構成が決定されているという事情の下では、そのような画面に対しては保護を与えるべきではないとの見解を展開した。この事例に対して様々な意見が提出されたが、それらの最後の段階で次のような見解が出た。

「著作権侵害を免れるために色や組み合わせを変えるなどと言ったようなつまらないことで神経を使うより、むしろ（画面インターフェイスなどは）同じにした方が混乱を回避できて良い。その上で最初の創作者への報酬を保証する枠組を考えることにしたら良い。」（植松弁護士）

以上が3日間の討論の概要である。記載内容については正確を期したつもりであるが、残念ながら誤解・記憶ちがい等による誤りが無いとは断言できない。誤りについては次号以下で訂正したいので、お気付きの方はSOFTIC調査研究室までご一報頂きたい。